

一般財団法人産業保健振興財団

定 款

令和2年1月12日作成

令和2年12月4日改定

令和3年2月1日改定

一般財団法人産業保健振興財団 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人産業保健振興財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(公告の方法)

第 3 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 この法人は、公衆の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)各種健康診断及び臨床検査に関する調査、企画、運営
- (2)健康診断情報の集約、継続的な管理及び疾病予防等に貢献する事業
- (3)診療所の運営に関する事業
- (4)予防接種等の予防医学に関する調査、研究
- (5)食品等の衛生試験、検査に関する事業
- (6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第 6 条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 St medical 株式会社

本 店 名古屋市服部4丁目2105番地の2

拠出財産及びその価額 現金300万円

(事業年度)

第 7 条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 8 条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 9 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第 10 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(評議員に対する報酬等)

第 11 条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を執行するために要する費用を支払うことができる。

第 5 章 評議員会

(権限)

第 12 条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第 13 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集及び議長)

第 14 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

- 4 前項に関わらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。
- 5 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 15 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 16 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 6 章 役員等

(役員の設置)

第 17 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、4名以内を常務理事とすることができる。

- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 18 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又は子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の任期)

第 19 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 21 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議よって定める。

(責任の免除又は限定)

第 22 条 この法人は、役員の一般法人法第198条で準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、理事会の決議によつて、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によつて、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理事会

(権限)

第 23 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第 24 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集通知は、開催日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 4 前項に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- 5 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 25 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 26 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名もしくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 28 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 この法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第 29 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第 9 章 補 則

(委任)

第 30 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 10 章 附 則

(設立時評議員)

第 31 条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 小島京子、中嶌章子、中村友紀

(設立時役員)

第 32 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事（理事長）及び設立時監事は、つぎ

のとおりとする。

設立時理事 篠原聖二、矢津田元一、鈴木靖明

設立時代表理事（理事長） 篠原聖二

設立時監事 水野直門

(最初の事業年度)

第 33 条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和2年12月31日までとする。

(法令の準拠)

第 34 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

(残余財産の帰属)

第 35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の不分配)

第 36条 この法人は、非営利法人たる一般財団法人であることを確認し、この法人の構成員は、この定款を変更することによっても、この法人から剰余金の分配を受けることができない。

附則

この定款は、この法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この定款は、令和2年12月4日から施行する。

本定款は、当会社の定款の原本に相違ありません。

一般財団法人産業保健振興財団

代表理事 篠原 智子

